

自治体D X (システム標準化・共通化) 支援体制整備事業業務仕様書

1. 業務の目的

令和3年9月1日に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」及び同法第5条に基づき定められた「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、標準化対象のシステムを利用する原則すべての地方公共団体が令和7年度末までに標準仕様に準拠したシステムへ移行することとされた。

島根県では、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に向けた取組（以下「標準化に向けた取組」という。）の進捗状況の把握や標準化に向けた取組の進捗が遅れている市町村や県担当部局（以下「市町村等」という。）の現状や課題等の聞き取りを行い、必要に応じて助言や国の動向等の情報提供（以下「市町村等支援業務」という。）を実施している。

本業務は、島根県及び公益財団法人島根県市町村振興協会が連携し、両者が実施している市町村等支援業務の一部を、民間に委託して実施することで、民間の専門人材等の知見を活用し、市町村等の標準化に向けた取組を、より効果的・効率的に支援することを目的として実施するものである。

2. 業務の内容

島根県（以下「県」という。）及び公益財団法人島根県市町村振興協会（以下「協会」という。）と受託者は、市町村等の標準化に向けた取組の支援体制を整え、県の指示に基づき、市町村等の支援を実施する。具体的な支援内容は「5. 役割分担」に記載する業務内容とする。

3. 履行期間

契約締結日～令和6年3月31日

4. 履行場所

島根県内

5. 役割分担

県及び協会と受託者は自治体D X (システム標準化・共通化) 支援体制整備事業について次のとおり分担し、本事業を推進する

主体	業務内容
県	<ul style="list-style-type: none">計画、進捗及び課題の管理平時の受託者への作業指示、連絡、報告対応受託者が行う業務において必要となる情報の提供毎月の業務報告会による月次作業報告書の受理と協会への情報共有受託者から提出される業務完了報告書の受理と検収
協会	<ul style="list-style-type: none">受託者から提出され、県が確認した報告書の受理と検収県から受領した月次作業報告書を踏まえての県への助言
受託者	<ul style="list-style-type: none">県の指示による 19 市町村及び県(担当部局)に対する定期的な進捗確認(定期巡回(市町村ごとに最低2回以上の対面によるもの))と支援(技術アドバイス、計画策定アドバイス等)県が提供するコミュニティツール（チャット、ファイル共有）を活用した県の指示による製品情報、国の動向等に関する情報提供・勉強会・研修開催県が提供するコミュニティツールの運営管理・故障、Q&A 等の対応

- ・市町村等の抱える課題などを踏まえたアドバイザーの紹介及びマッチングや調整
- ・市町村及び県が進める事業を踏まえた事業者の紹介及びマッチングや調整
- ・市町村及び県が行う実証事業に対する伴走支援
- ・進捗が遅れている市町村等(4団体程度を想定)への支援(重点的な進捗管理と作業進捗回復に向けた支援)
- ・県に対する月次作業報告書作成
- ・県に対する作業完了報告書提出
- ・県からの情報提供依頼に対する報告書の提出

6. 事業実施体制図

